

平成 15 年 9 月 8 日

ADR 検討会ヒアリング

(社)日本商事仲裁協会 中村達也

1. 当協会における紛争解決手続の現状

当協会は、主に、国際商事紛争の解決のための仲裁手続管理を行っている。また、本年 1 月からは、新規事業として、国内商事調停規則に基づく調停手続管理を始めている。前者の国際仲裁については、年間十数件の申立てがある。後者の国内調停については、現在まで十件程の申立てがある。

2. ADR が必ずしも十分に機能していないとの指摘に対する当協会の認識

実態としては、否めない事実である。もっとも、国際仲裁については、法整備がされてこなかったこと、また、弁護士法 72 条との関係で、仲裁人、仲裁代理に制約があることがその障害になっているとも思われる。国内 ADR については、民事調停を除き、わが国で一般に ADR が広く知られていないことが機能不全の要因であることは言うに及ばない。

3. 総合的な ADR の制度基盤の整備に対する意見

(1) ADR の健全な発展を図っていく上での法整備の果たす役割への期待

ADR は、紛争当事者が裁判に代えて、あるいは、裁判と併せて、第三者に紛争の解決を委ねる合意に基礎を置く自主的紛争解決手続であり、手続保障といった手続の基本原則は法により規制されるべきであるが、当事者自治の原則が最大限認められるべき分野である。

わが国において、ADR の拡充・活性化という点、司法型 ADR、行政型 ADR および民間 ADR に区分し、かつ、ADR 機関の存在を前提として議論がされているが、ADR の基本はアド・ホック ADR であり、ADR の制度基盤を整備する本来の対象は、アド・ホック ADR であると考えられる。したがって、その目的は、これを援助する機関である ADR 機関を規制することではない。また、現状において ADR 機関を規制すべき必要はなく、仮に将来そのような必要が生じたとしても、利用者である当事者の自由な選択、自己責任に任せるべきである。もっとも、消費者保護といった特別の観点から、仲裁法のように、一定の配慮を行うことはありえよう。

また、ADR の制度基盤の整備を図るに当たっては、諸外国の現状、動向を踏まえた、国際的にも支持されうるものを策定する必要がある。これに対し、そのような必要はないとするのであれば、国際、国内を区別して検討すべきであると考えられる。

(2) 「総合的な ADR の制度基盤の整備について」の論点に対する意見

・ 基本的事項について

ADR は、私人間の紛争を私人である第三者の解決に委ねる紛争解決手続であるが、わが国では、世界的に見て、特殊な司法型・行政型 ADR が存在しており、その社会的要請が存在するものの、これら公的 ADR とその他の ADR とが扱う紛争が共通していることは否めず、公的 ADR の民営化という問題について検討がされるべきであるが、そうでないならば、紛争当事者である利用者が自由に民間型 ADR を選択し利用することができるよう、手続費用などの面において、公的 ADR がその障害とならないように配慮されるべきである。

したがって、本来必ずしも望ましいことではないが、財政面での公的 ADR との不均衡を是正するため、民間型 ADR 機関に対し、利用者の手続費用を負担するといった間接的方法であるにせよ、国家の財政的支援が必要であると考え。これは、国家政策の実現を担う民間型 ADR の拡充・活性化を図るためにやむを得ない措置である。もっとも、このような措置が民間型 ADR の独立性を損なうものであっては決してならない。

・ 一般的事項、調停手続法事項

わが国には ADR の実務・理論の蓄積がなく、その一般的ルールについては、国際標準と言っても過言でない UNCITRAL 国際商事調停モデル法を準拠して検討すべきである。

・ 特例的事項

ADR に対する時効中断効、執行力の付与などの措置は、望ましいことであるが、ADR の適格性を要件とすることは、アド・ホック ADR をも視野に入れた場合、それを定立することは困難であり、また、このような規制を加え、特に、行政機関がその審査を行うというものは、他国に類がなく、ADR の健全な発展を阻害するおそれもあり、国際的視野に立った慎重な検討が求められる。

ADR 主宰者、代理人の資格については、弁護士法 72 条との関係はあるものの、国際的に見て、法的資格を課すものはごく一部であり、その自由化を促進すべきである。特に、わが国における国際仲裁においては、外国の裁判所の元裁判官、学者、弁護士などが仲裁人として活躍しており、1996年の外弁法の改正により国際仲裁代理が一定の要件の下に認められたが、それ以上に広く門戸を開放すべきである。今般 UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に準拠して成立した仲裁法により、仲裁法制の国際標準化が図られたが、仮にそれに逆行するような措置がとられるならば、わが国における国際仲裁の活性化の妨げとなり、その実害は計り知れない。

以上